

# 福岡市有料老人ホーム事故報告要領

## 1 趣旨

この要領は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定された有料老人ホーム（福岡市が所管の有料老人ホームであって、設置の届出を受理していない場合を含み、特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合を除く。以下同じ。）において発生した事故について、同法第 29 条第 11 項に基づき報告を求めるにあたり、必要な事項を定めることにより、適正な施設運営の確保に資するとともに、事故の発生又はその再発の防止に努めることを目的とする。

## 2 対象となる施設及び入居者

この要領の対象となる有料老人ホーム及び入居者は、老人福祉法第 29 条第 1 項に規定する届出を行った有料老人ホーム又は福岡市有料老人ホーム該当施設判断基準（平成 24 年 9 月 20 日施行）により有料老人ホームであると判断されるもののうち、福岡市に所在する施設及びその入居者とする。

ただし、福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 66 号）第 11 章及び福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例施行規則（平成 25 年福岡市規則第 34 号）第 11 章に定める特定施設入居者生活介護、福岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 67 号）第 7 章に定める地域密着型特定施設入居者生活介護並びに福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例（平成 24 年福岡市条例第 70 号）第 11 章及び福岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例施行規則（平成 25 年福岡市規則第 68 号）第 11 章に定める介護予防特定施設入居者生活介護の事業所の指定を受けている部分及びそれらのサービスの提供を受けている入居者を除く。

## 3 報告先

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課

## 4 報告すべき範囲

報告すべき範囲について、指針にいう「入居者に対するサービスの提供により」とは、直接、サービスの提供を行っていた場合（施設外におけるサービスの提供等を含む。）のほか、次に掲げる場合を含むものとする。

ただし、指定居宅サービス事業所等が「介護サービス事故に係る報告要領」に基づき、保険者に報告した事故については、市へ重複して報告することは求めないものとする。

- (1) 当該施設の敷地又は居室内で発生したもの
- (2) 有料老人ホームの行事中に発生したもの
- (3) その他便宜の供与に密接な関連があるもの

## 5 報告すべき事故の種類

- (1) 報告すべき事故の種類は、前記4の範囲のうち、次に掲げるものとする。

転倒、転落、異食、不明、誤薬・与薬もれ等、誤嚥・窒息、医療処置関連（チューブ抜去等）、その他（感染症（インフルエンザ等）、食中毒、交通事故、徘徊（利用者の行方不明を含む。）、接触、職員の違法行為・不祥事、事業所の災害被災）

- (2) 感染症については、少なくとも法令により保健所等への報告が義務づけられている場合は報告する。例えば、MRSA、レジオネラ症、インフルエンザ、疥癬、ノロウイルスなど
- (3) 職員の違法行為・不祥事とは、入居者に対する処遇又はサービスの提供に関連して発生したもので、入居者に損害を与えたもの。例えば、入居者の所持金品等の窃盗、入居者からの預かり金品等の横領・紛失、入居者等の個人情報流出・紛失など
- (4) その他とは、施設の災害被災のほか、入居者に対する処遇又はサービスの提供に支障をきたしたものの。例えば、入居者等による施設設備の損壊等、入居者等の個人情報の紛失や盗難の被害、施設内外でのレクリエーション行事における熱中症の発症など

## 6 報告にあたっての留意点

- (1) 死亡（自殺を含む。）については、死亡診断書で老衰や病死など主に加齢を原因としない死因の記載がなされたものは報告すること
- (2) 傷病については、医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故を報告すること
- (3) 報告後に、事故の対象者の容態が急変して死亡した場合等は、再度、事故報告書を提出すること
- (4) 感染症等については、社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、老発第0222001号）に基づく管轄の保健所等への報告も行い、指示を求めること

- (5) 職員の直接行為が原因で生じた事故、職員による支援中に生じた事故のうち、入居者の生命、身体に重大な被害が生じたもの（自殺、行方不明等、事件性の疑いがあるものを含む。）については、管轄の警察署へ連絡すること

## 7 報告の時期

入居者の家族等への連絡その他必要な措置が終了した後、速やかに前記3に定める報告先へ報告する。

報告は、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内に行うものとする。ただし、事故の程度が大きいものについては、まず、電話等により報告先へ事故の概要を報告する。

## 8 報告する項目

- (1) 事故状況の程度（受診、入院、死亡等）
- (2) 事業所の名称、連絡先及び施設の類型
- (3) 利用者の氏名、年齢、性別、サービス提供開始日、住所、要介護度及び認知症高齢者日常生活自立度
- (4) 事故の概要（事故発生・発見の日時及び場所、事故の種別、発生時の状況等）
- (5) 事故発生・発見時の対応（対応状況、受診方法、受診先、診断結果等）
- (6) 事故発生・発見後の状況（家族や関係機関等への連絡）
- (7) 事故の原因分析（本人要因、職員要因、環境要因の分析）
- (8) 再発防止策（手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等）

## 9 報告書及び作成方法

事故報告書については、前記8に掲げる項目に基づき別紙のとおり標準様式を定める。ただし、施設が任意に作成する事故報告書が標準様式に定める項目を満たしていれば、それを使用して差し支えない。

事故報告の提出は、電子申請システム（グラファー）にて行う。

また、事故報告書は基本的に入居者個人ごとに作成するが、感染症や食中毒、施設の災害被災など対象者が多数になる場合は、事故報告書を1通作成し、これに対象者のリスト（事故報告書の項目3「対象者」及び5「事故発生・発見時の対応」、各人の病状等の程度、搬送先等の内容を含むこと。）を添付して差し支えない。

## 10 記録及びその保存

老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）第 20 条の 6（帳簿の記載事項等）の定めに従い、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を整備し、原則として、その作成の日から 2 年間保存する。

## 11 秘密保持

福岡市は、各施設からの事故の報告で知り得た入居者等の秘密については、適正な措置の実施や施設運営の確保、事故の発生又はその再発の防止を目的とする業務以外には使用しない。

## 12 適用開始日

平成 24 年 4 月 1 日以降に発生した事故について適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 10 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。